

ID: 68

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	不正行為等による助成金の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例 第13条		
例 規 番 号	平成16年条例第16号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (助成金の返還)</p> <p>第13条 町長は、虚偽の申請その他の不正な行為により、この条例による助成を受けた者があ るときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月5日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日